明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一九五）　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九六、一九七）　二

○農薬を登録した件
（農林水産七五七～七六一）

○農薬を再登録した件（同七六二）

○農薬の登録が失効した件（同七六三）

○道路に関する件
（四国地方整備局六〇～六七）

○道路に関する件
（九州地方整備局八二）

〔官庁報告〕

法　務

判決（最高裁判所）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　八

地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇

会社その他
会社決算公告　一三

告示

○法務省告示第百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社不二製作所	東京都江戸川区松江五丁目二番二十四号	工場板金
ＣＫＤ株式会社	愛知県小牧市応時二丁目二百五十番地	機械加工

第二号ハの表に次のように加える。

坂田塗装工業株式会社	栃木県小山市西城南五丁目三十三番地十二	塗装
日本ピストンリング株式会社	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目十二番十号	機械検査
有限会社原鉄工業	埼玉県草加市稲荷二丁目二十番五十二号	鉄筋施工
有限会社小島タイル工業	埼玉県比企郡川島町大字吹塚千百七番地	タイル張り
株式会社伊藤住設	東京都練馬区西大泉一丁目十五番八号	配管
株式会社昌栄土建興業	長野県諏訪郡原村八千九百二十三番地一	建設機械施工
機動建設工業株式会社	大阪府大阪市福島区福島四丁目六番三十一号	溶接

○法務省告示第百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社大成工業	宮城県大崎市古川大宮四丁目一番三十四号	溶接
株式会社エツキ	山形県村山市大字稲下千四百三番地一	機械加工
株式会社メトーカケフ	岐阜県可児市下恵土三千二百二十四番地	工場板金

○法務省告示第百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二日

法務大臣　上川　陽子